

生産緑地地区の指定について

1 生産緑地地区として指定できる要件について

生産緑地地区への指定は、次の要件の全てを満たさなければならないものとします。

①	市街化区域内の農地等であること
②	農地等として適正に管理されていること
③	指定する土地に関する権利を有する者（利害関係人） 全員の同意がとれていること
④	指定する農地等の面積は、単独または一団で300㎡以上 あること
⑤	幅員概ね2 m以上の道路に2 m以上接道していること

各要件の詳しい解説は次ページ以降に記載しています。

【指定要件の解説】

① 市街化区域内の農地等であること

- ・市街化区域は、webサイト「岡崎市わが街ガイド」や市役所都市計画課（西庁舎1階）で確認することができます。

WebサイトURL：<https://www2.wagmap.jp/okazakicity/Portal>

↓スマートフォンサイトはこちらから



岡崎市わが街ガイド
⇒都市計画情報⇒住所検索
⇒ダブルクリック
⇒詳細情報「区域区分」から確認できます。

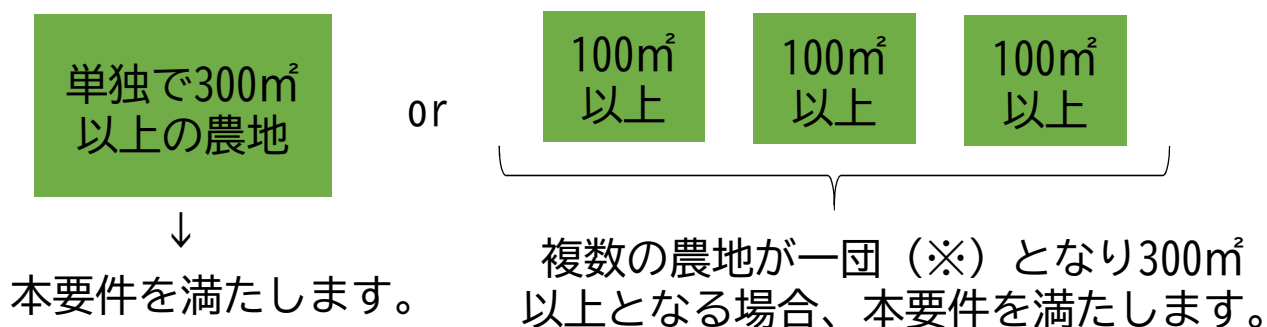
② 農地等として適正に管理されていること

- ・「農地等として適正に管理されていること」とは、現状が農地等であり、耕作を行っているまたはいつでも耕作することができる状態の農地等である状態のことです。

③ 指定する土地に関する権利を有する者（利害関係人）全員の同意がとれていること

- ・生産緑地地区指定申出書に利害関係人全員の住所、氏名、実印の押印、印鑑証明が必要になります。

④ 指定する農地等の面積は、単独または一団で300㎡以上あること

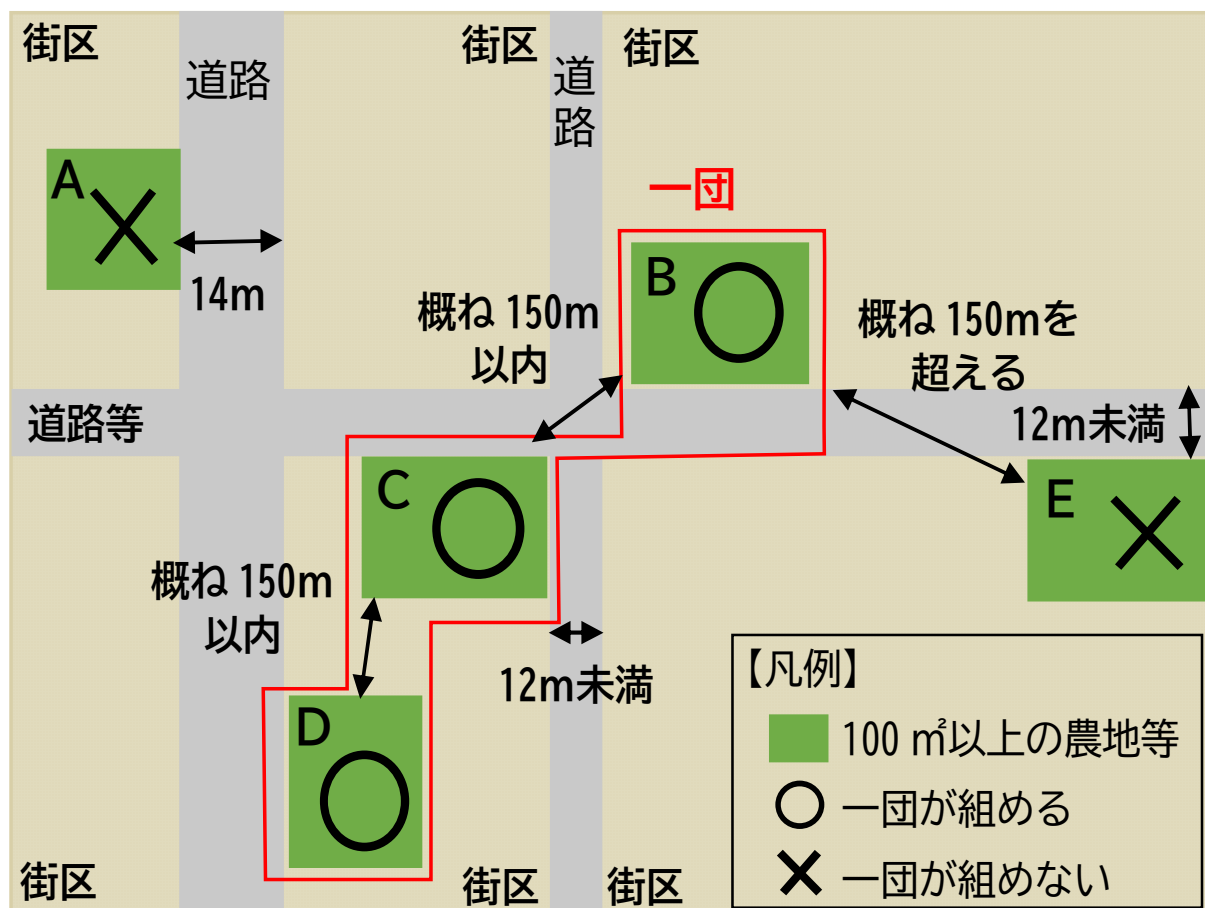


※一団を組むための要件

- (1) 同一の街区又は幅員12m未満の道路等を介して隣接するもの。
- (2) 個々の農地間の直線距離が概ね150m以内のもの。

一団の考え方 例示

- ・ 下図の農地等の場合における一団の判定



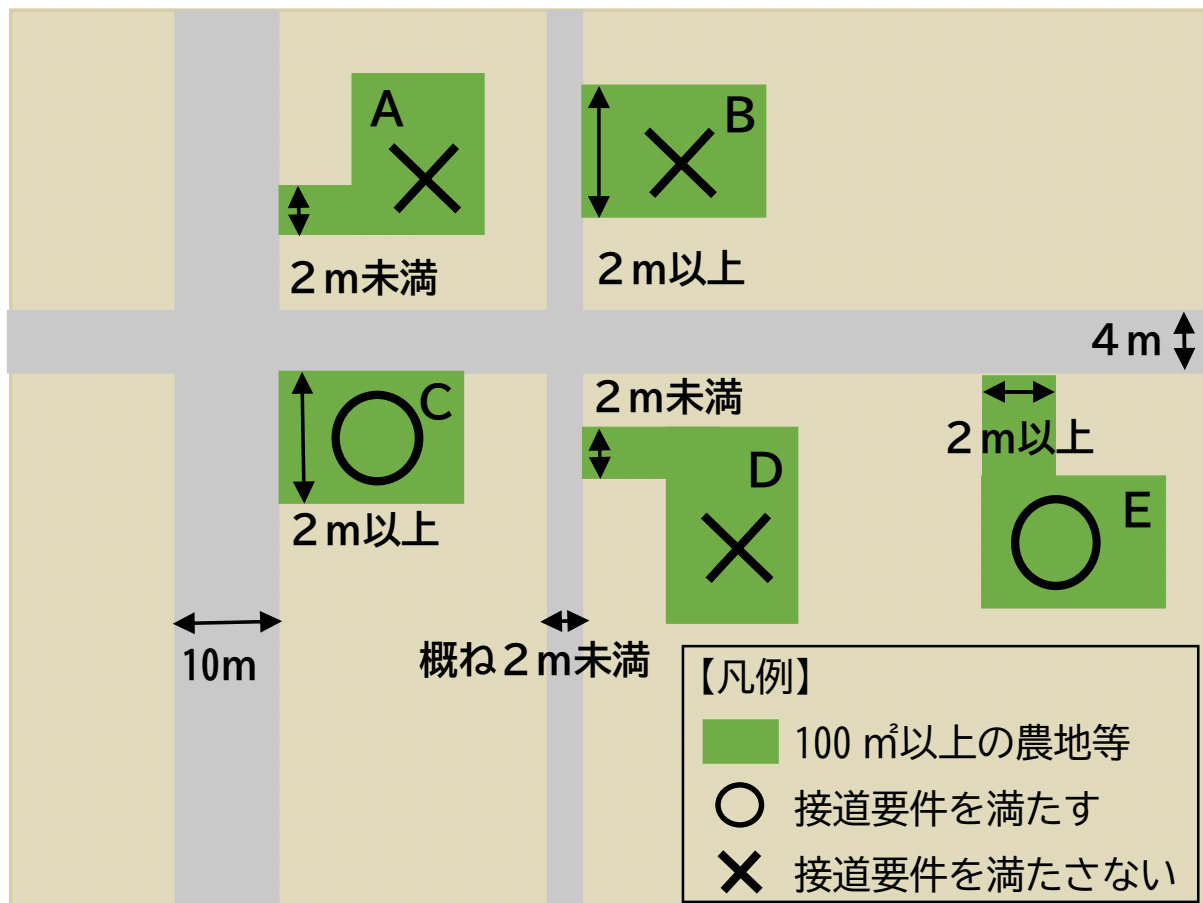
該当農地	一団の判定	理由
農地A	一団が 組めない	農地Aが接する道路は幅員14mであり、一団を組むための要件(1)を満たさないため。
農地B 農地C 農地D	一団が 組める	一団を組むための要件(1)(2)を満たすため。
農地E	一団が 組めない	農地B E間の直線距離が概ね150mを超え、一団を組むための要件(2)を満たさないため。

⑤ 幅員概ね2 m以上の道路に2 m以上接道していること

- ・農地等として適正に管理されるために、
接道要件「幅員概ね2 m以上の道路（国、県、市が管理する公道）に2 m以上接道していること」を満たす必要があります。

接道要件の考え方 例示

- ・下図の農地等の場合における接道要件の判定



該当農地	接道要件の判定	理由
農地A	接道要件を 満たさない	道路に2 m以上接していないため。
農地B	接道要件を 満たさない	道路幅員が概ね2 m以上ないため。
農地C 農地E	接道要件を 満たす	幅員概ね2 m以上の道路に2 m以上接道しているため。
農地D	接道要件を 満たさない	道路幅員が概ね2 m以上なく、道路に2 m以上接していないため。